

(公印省略)
都景第398号
令和7年11月19日

福岡市屋外広告物審議会
会長

福岡市長 高島 宗一郎
(住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室)

福岡市屋外広告物条例の一部改正案について(諮問)

標記の件について、福岡市屋外広告物条例第41条および第42条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1. 諮問の趣旨

本市における広告宣伝自動車「以下、「広告宣伝車」という。」の半年間の実態調査により、市内を走行する広告宣伝車の大部分が市外本拠の車両であることが判明し、現行条例では許可手続きの対象外となっていることが確認されました。

また、車体利用広告物は表示面積が大きく、頻繁に運行される場合には、景観に与える影響が大きいと考えられますが、現行条例では壁面設置広告物のような面積制限が設けられていません。

このため、市外本拠の車両も許可手続きの対象とし、車体利用広告物について面積制限を設けることが必要であると考えられます。

2. 諮問事項

- (1) 市外本拠の広告宣伝車も条例に基づく許可手続きの対象とすることの必要性及び妥当性
- (2) 車体利用広告物に対する表示面積の制限の有無及びその具体的な基準
- (3) 上記条例改正に伴う運用上の留意点

3. 添付資料